



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

ミシュランガイド

みなさんは「ミシュランガイド」という本をご存知でしょうか。おそらく、知っている方は少ないでしょうね。でも、レストランで「三つ星」と言えば、最上級のレストランの格付けであることはご存知だと思います。

では、この「星」をいったい誰が決めているのでしょうか。

実はそれが、「ミシュランガイド」という本、もっと言えば自動車のタイヤメーカー、ミシュラン(フランス)なんです。これは、意外ですよ。私も最初に聞いたときには、何でタイヤメーカーがレストランの格付けなんかするのか不思議でした。

そもそも、ミシュランガイドが生まれたのは、パリ万国博覧会が開催された1900年。広まり始めたばかりのドライブ文化を、より安全で楽しいものにするために、ミシュランガイドが生まれました。まだ数が少なかった自動車修理工場の紹介あり、市街地図あり、休憩のためのガソリンスタンドやホテルの紹介あり、と、本当にドライバーがドライブを楽しむためのガイドブックとしてスタートしました。

その後、1926年に評判の高い料理を提供するホテルに星をつけるシステムがスタートしました。そしてミシュランの社員である調査員が匿名でレストランやホテルを訪ねるようになったのもこの頃です。覆面調査でミステリアスなイメージのみが先行してしまいがちですが、一番の目的は、「一般のお客様としてサービスを受けること」。調査員が訪れた時も、一般の方が訪れた時も、同じ条件で過ごせる・・・、つまり本当にドライバーたちが快適に過ごせるような情報を提供する、という目的が生き続けているのです。

そしてさらに、ミシュランガイドはヨーロッパ大陸以外の街へも進出し、2005年に初めてアメリカ大陸に進出し、ニューヨーク版を刊行。そして、ついにアジアの第一歩として、東京版を、昨年の2007年11月に出版。星の数ほどあるレストランの中で、迷うことなく思い通りの店にたどり着くための、新しく確かな基準が、生まれたのです。

実際に、ミシュランガイドの星は、

- (1) 素材の質
- (2) 調理技術の高さと味付けの完成度
- (3) 独創性
- (4) コストパフォーマンス
- (5) 常に安定した料理全体の一貫性

という5つのポイントについて評価されています。お気づきのよう
に、これは料理のカテゴリーやお店の雰囲気ではなく、あくまで
皿の上に盛られたもの、つまり料理そのものの評価なのです。

なお、それぞれの星の意味は、

- 一つ星 そのカテゴリーで特に美味しい料理
- 二つ星 遠回りしてでも訪れる価値がある素晴らしい料理
- 三つ星 そのために旅行する価値がある卓越した料理

だそうです。

私も調査員のようにおいしいと評判のレストランに星を付けながら順番に回ってみたいものです。(土井 竜二)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (配偶者控除等と合計所得金額)

私の妻は、地元のスーパーでパート勤務をしており、年間100万円の給与収入があります。今年の8月、妻がかねてから所有していた上場株式を売却し、30万円の株式譲渡所得がありました。私の会社の年末調整で、例年どおり配偶者控除(38万円)を受けることができますか？

Answer

あなたが配偶者控除を受けることができるかどうかは、奥様の年間合計所得金額によります。

- (1) 源泉徴収選択口座を通じた譲渡で確定申告をしないことを選択した場合
株式の譲渡所得は、控除対象配偶者の判定基準となる合計所得金額に含まれないため、奥様の合計所得金額は35万円($100 - 65 = 35 - 38$ 万円)となり、配偶者控除を受けることができます。
- (2) (1)以外の場合
株式の譲渡所得は、控除対象配偶者の判定基準となる合計所得金額に含まれ、奥様の合計所得金額は65万円($35 + 30 = 65 > 38$ 万円)となり、配偶者控除を受けることはできません。
ただし、合計所得金額が76万円未満であるため、原則として配偶者特別控除を受けることができます。

解説



【配偶者控除】

配偶者控除とは、納税者に控除対象配偶者がいる場合に、一定の所得控除を受けられる制度です。

控除対象配偶者とは、その年の12月31日の現況で次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 民法の規定による配偶者であること。(内縁関係の人は該当しません。)
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- (4) 原則として青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと
又は白色申告者の事業専従者でないこと。

所得から控除できる額は一般的に38万円ですが、配偶者の年齢や障害者か否かによって、38万円～83万円です。配偶者が障害者であるときは、障害者控除(27万円又は40万円)を別途控除できます。

【合計所得金額】

合計所得金額には、給与所得や不動産所得のほか、土地・建物等の譲渡所得等の金額や株式等の譲渡所得等の金額も含まれます。ただし、確定申告をしないことを選択した配当等や源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したものは含まれません。

【配偶者特別控除】

配偶者控除の適用がない場合であっても、配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満であるときは、原則として配偶者特別控除の適用があります。ただし、納税者のその年の合計所得金額が1千万円以下である場合に限りです。

配偶者特別控除の額は、配偶者の合計所得金額の多寡に応じて3万円～38万円です。

【配偶者控除等の是正】

年末調整において配偶者の年間合計所得金額が過少に見積もられていた場合等には、後日、配偶者控除等の控除誤りの是正(年末調整のやり直し)をすることとなります。不足税額は、源泉徴収義務者である会社が一旦納付することとなるので注意が必要です。

根拠条文等

所得税法 第79条(障害者控除)、第83条(配偶者控除)、第83条の2(配偶者特別控除)
租税特別措置法 第41条の16(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで